

# 自然災害時の対象組織間の交付金融通

甚大な自然災害により被災した場合、早期の営農再開に向け、**対象組織間で既配分の交付金の融通を可能とする。**

## 現行制度

**実施要領 第1の2(5)及び第2の2(5)**  
被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

## 改正後

**実施要領 第1の7(6)及び第2の8(6)の新設**  
市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、**他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。**この場合、対象組織が年間で受け取る**交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。**  
市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

